

衛生研究所再整備に向けた
基本的な考え方

令和6年4月

健康福祉局 保健衛生部

1 策定の目的

衛生研究所は、平成18年に神奈川県から無償譲渡された旧相模原メディカルセンター（昭和48年竣工）の建物を活用していますが、建設から50年経過するなど、建物の老朽化が課題となっている。

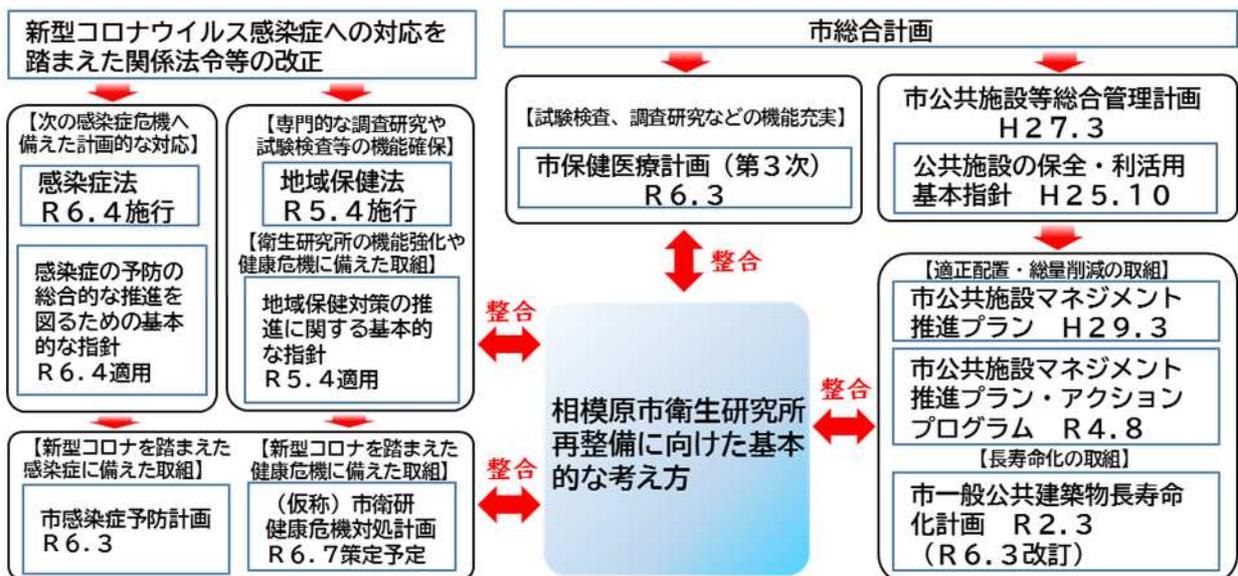
また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興・再興感染症などの健康危機に対応できる体制を強化するため、令和4年12月に成立した改正地域保健法において、保健所設置自治体に対し、地域における専門的な調査研究や試験検査等の機能を確保するために必要な措置を講ずる責務が定められるとともに、同法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」において、指定都市は衛生研究所を設置し、その機能を強化することや健康危機への計画的な取組の推進が求められている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行という未曾有の健康危機に直面しながらも、その困難を乗り越えた経験から、検査室の狭隘化・機能不足も課題となっており、衛生研究所の再整備に向けた取組を早急に推進する必要がある。

こうした背景を踏まえ、本市が地域保健行政における指定都市としての責務を果たし、健康危機への対応に必要不可欠な試験検査等の体制を確保するために必要な施設のあるべき姿と再整備に向けた方向性を定めることを目的として、「相模原市衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）」をまとめるものである。

2 位置付け

この基本的な考え方は、関係法令等により示されている新型コロナウイルスへの対応を踏まえた健康危機への対応や地方衛生研究所の機能強化等の考え方との整合を図るとともに、本市の保健医療計画や公共施設マネジメントの考え方との整合を図る。



3 衛生研究所の現状と課題

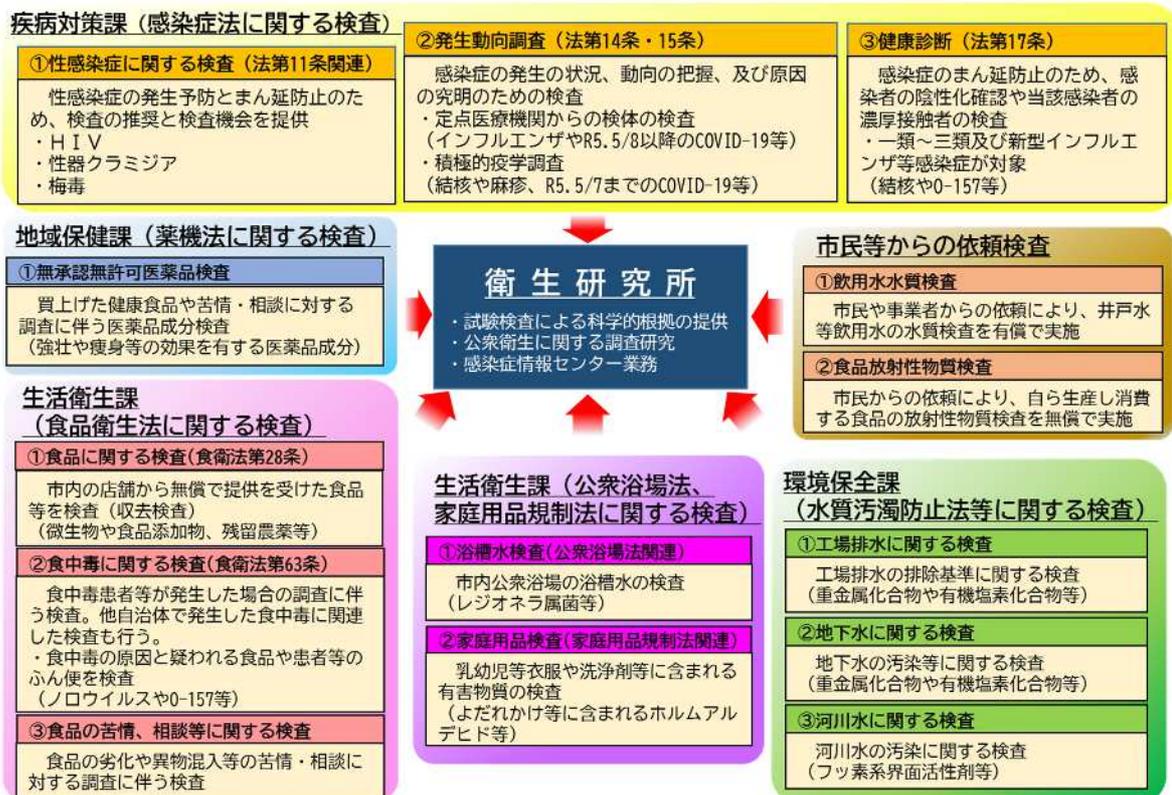
(1) 衛生研究所のこれまでの経過

平成12年4月	保健所政令市移行に当たり、食品衛生法第29条に設置義務のある検査施設として、当時の県相模原合同庁舎（現スーパー三和富士見店の場所）内に衛生試験所を設置
平成18年3月	神奈川県から無償譲渡された旧相模原メディカルセンター（昭和48年竣工）に環境保全に係る検査部門を統合し、衛生試験所を移転整備
平成22年4月	検査室を拡充（残留農薬検査及び食物アレルギー検査）
平成27年4月	衛生試験所から衛生研究所へ移行し、従前の試験検査の拡充に加え、公衆衛生に係る調査研究や公衆衛生情報の収集・解析・提供、研修指導を新たに開始
平成31年4月	衛生研究所内に感染症情報センターを設置し、感染症情報の提供機能を疾病対策課から移管

(2) 衛生研究所の業務

衛生研究所では、主に関係各課等からの依頼に基づく試験検査のほか、公衆衛生に関する調査研究や感染症情報の収集・解析・提供を行う感染症情報センター業務を行っている。

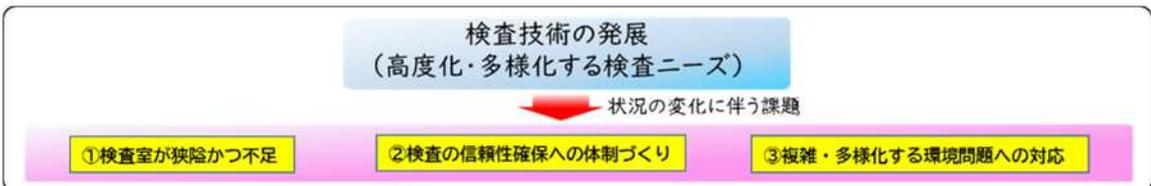
【衛生研究所の主な業務】



(3) 衛生研究所を取り巻く状況の変化

検査技術の発展により、微生物(細菌・ウイルス)の遺伝子検査や残留農薬の微量検査などが導入されているが、高度化かつ多様化する検査ニーズに対応するには、検査室が狭隘かつ不足していることや検査の信頼性確保への体制づくり、複雑・多様化する環境問題への対応が課題となっている。

[高度化・多様化する検査ニーズ]



●検査技術の高度化・多様化



また、地域保健法の改正に伴い、指定都市は衛生研究所機能を強化し、健康危機管理に必要不可欠な試験検査体制の整備を求められているが、本市における新型コロナウイルス感染症の検査対応やパンデミックの恐れのある新型インフルエンザへの対応を踏まえると、特定の病原体を取り扱う検査室も不足している。

[新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた地域保健法の改正]

地域保健法(令和5年4月1日施行) ※地方衛生研究所の法定化

第26条 都道府県、指定都市、中核市その他政令で指定する都市は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、**専門的な知識及び技術を必要とするもの**並びにこれらに関連する**厚生労働省令で定める業務**を行うため、**必要な体制の整備**、他の同項に規定する地方公共団体との連携の確保その他の**必要な措置を講ずるものとする。**

地域保健法施行規則

第4条 法第26条の厚生労働省令で定める業務は次に掲げる業務とする。

①専門的な知識及び技術に基づく地域保健に関する情報の収集・整理及び活用

②保健所職員その他地域保健に関する関係者に対する研修

③地域保健対策に関する調査及び試験検査で専門的な技術知識を必要とするもの

↓ 法第4条(基本指針の策定)

地域保健対策の推進に関する基本的な指針(令和5年4月1日適用)

○地域保健に関する調査及び研究並びに検査に関する基本的な事項

- ・指定都市は**自ら地方衛生研究所等の設置**により試験検査の体制を整えること
- ・地方衛生研究所等の**機能を強化**すること

●新型コロナの対応から見た、衛生研究所における初動検査の重要性と役割の変遷

【初動対応における重要な役割】
初動検査は衛生研究所が対応
 → 国立感染研と連携し、検査法を確立
 → その後、医療機関へ検査が普及

【衛生研究所の対応】
 病原体の情報が限られるため、
 特殊設備の検査室(1室)で検査実施
 → 当該検査室の老朽化・不足が課題

【感染拡大時における役割の変遷】
クラスター等感染拡大防止対策の検査を対応
 → 施設従事者等の無症状者への検査
 → 症状のある者の検査は医療機関が対応

【衛生研究所の対応】
 PCR検査を大量かつ正確に実施
 (最大検査実績:344件/日)
 → 検査室の狭隘化・不足が課題

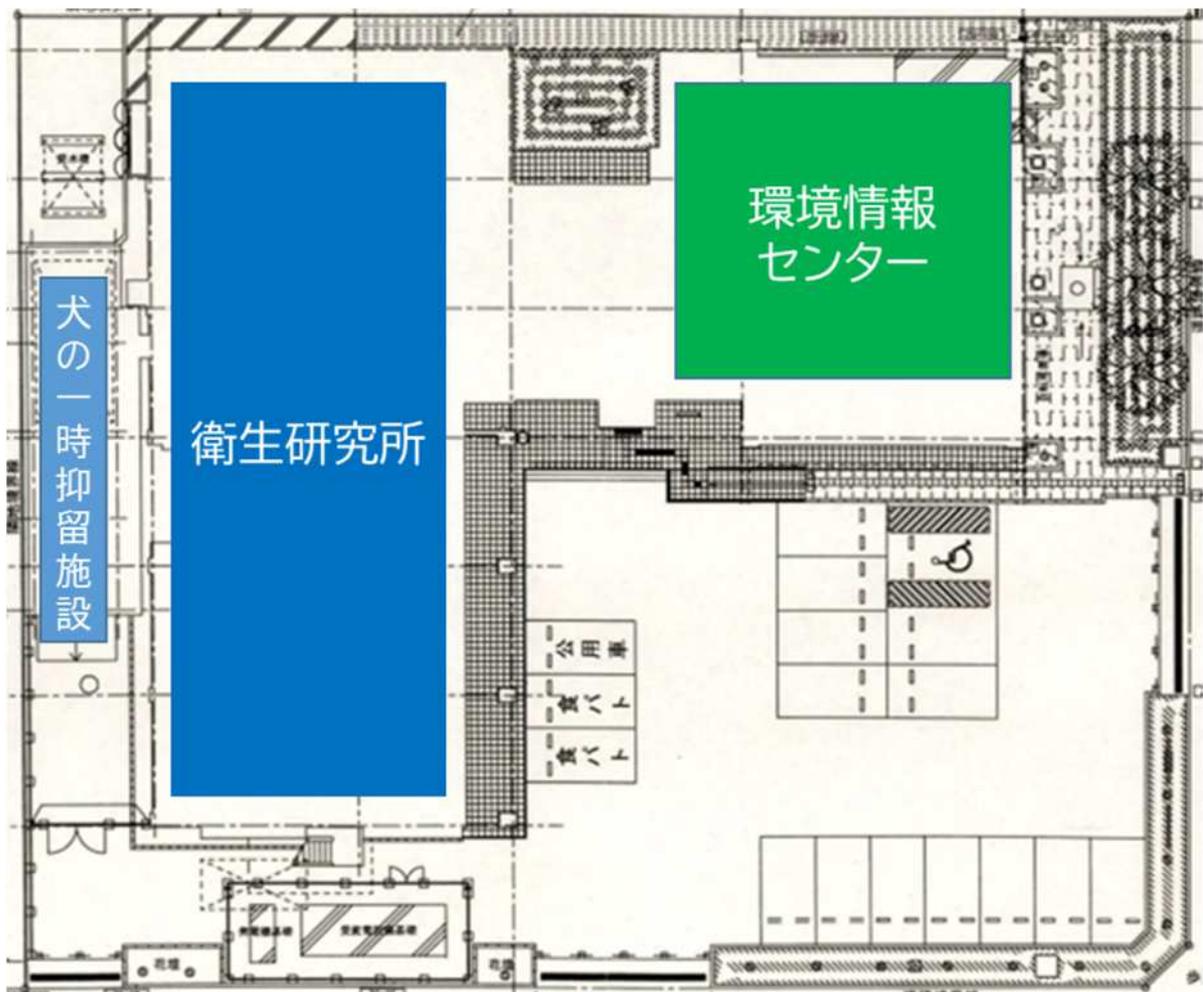


(4) 施設(建物)の概要

衛生研究所は、環境情報センター(エコパークさがみはら)及び犬の一時抑留施設との複合施設となっている。

【施設(建物)概要】

用途地域	敷地面積(㎡)	容積率	建ぺい率	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	階数	竣工年月
第2種住居区域	2,393.29	200%	60%	1,098	2,807	地上4階	S48.10



(5) 再整備に係る計画の位置付け

衛生研究所の再整備は、次の計画に位置付けられている。

計画名	取組の方向性
市公共施設マネジメント推進プラン (平成29年3月)	施設配置の基本的な考え方 ○食品衛生法で設置が義務付けられており、機能としては将来も維持していくが、更新の際は、検査・研究機関としての特性を考慮しつつ、他の既存施設の活用や複合化を検討する。 ○老朽化が進んでいることから、検査・研究機関としての特性を考慮しつつ、計画的な更新に向けた検討が必要
市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム (令和4年8月)	アクションプログラム実施内容 2. アクションプログラム実施内容(22地区) ㊦中央地区【第2期(R2年度~R11年度)の実施内容】 第2期に更新の目安となる時期を迎える市役所本庁舎や衛生研究所等については、施設の老朽化の状況、市の行政機能の中心としての在り方、相模原駅周辺地区におけるまちづくりの取組との整合を図りながら、 長寿命改修等による延命化も含め、効率的・効果的な再編・再整備を検討 します。
市一般公共建築物長寿命化計画 (令和6年3月改訂)	(1)計画的保全建築物 ア 改修・更新の考え方 ○ 施設重要度の区分 A(行政機能の拠点として、将来にわたり維持すべき施設) ○建設後40年以降経過した建築物については、 あらかじめ施設の在り方及び方向性を検討 した上で、単独の施設で長寿命化改修又は再編・再整備の手法を決定し、工事を実施します。 衛生研究所は、再編・再整備の実施予定一覧表に掲載

(6) 建物の老朽化

建築から50年が経過し、建物内各所の雨漏り、漏水、空調設備の故障等、計画外かつ緊急性を要する修繕が発生し、試験検査に影響を及ぼした事例もあった。

また、令和4年度市役所周辺一般公共建築物躯体健全度調査結果において、鉄筋コンクリートの圧縮強度について、設計基準強度を満たしていない。

【近年の主な修繕の状況】

年度	主な修繕内容	金額(千円)
令和4年度	非常用発電設備修繕	6,776
令和3年度	食品細菌検査室雨漏り修繕、微生物安全検査室修繕 食品残留物検査室給湯器修繕	1,435
令和2年度	入退室管理システム修繕、駐車場陥没修繕	5,247
令和元年度	空調設備修繕、非常照明用バッテリー交換修繕、入退室管理システム修繕	23,052

【令和4年度市役所周辺一般公共建築物躯体健全度調査結果】

建物名称	構造規模	竣工年月日 (R5経過年数)	供試体採取箇所数	圧縮強度試験結果一覧			圧縮強度試験結果	中性化試験結果一覧				中性化試験結果
				階数	番号	圧縮強度 N/mm ²		階数	番号	中性化深さ 平均(mm)	判定	
衛生研究所 ・環境情報 センター	鉄筋コンクリート造 地上4階 延べ面積2807.9㎡	1973年10月 (経年50年)	3箇所	1	衛-1	16.0	全ての箇所 で設計基準強度 を下回った。	1	衛-1	21.3	B	前回改修時から 19年経過しても 中性化の進行に 大きな変化がない。
				2	衛-2	15.2		2	衛-2	3.7	A	
				R	衛-3	11.2		R	衛-3	2.6	A	
				平均値		14.1						
				設計基準強度		20.6						

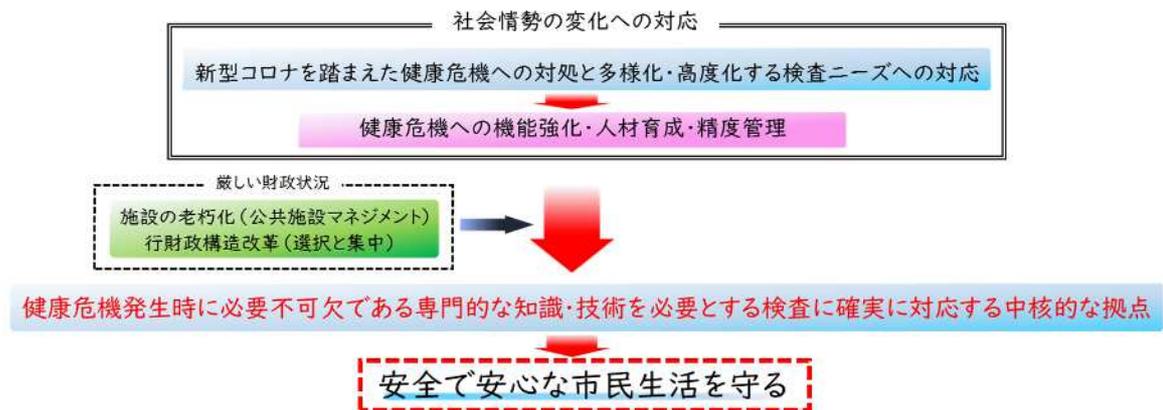
4 基本的な考え方

衛生研究所の再整備に当たっては、衛生研究所の現状や課題を踏まえ、次のとおり基本的な考え方を定め取組を進める。

(1) 衛生研究所の目指す姿

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機発生時に必要不可欠である専門的な知識と技術を必要とする検査に確実に対応する中核的な拠点として、安全で安心な市民生活を守る。

【目指す姿】



(2) 再整備の取組の基本的な方向性

厳しい財政状況においても衛生研究所の目指すべき姿を実現するため、再整備の取組の基本的な方向性をまとめる。

ア 安全・安心な施設の整備

微生物や化学物質の拡散・漏洩防止対策に万全を期すとともに、職員が安全に検査できるよう、WHOの指針や関係法令等の基準に適合した施設を整備する。

イ 財政負担の軽減

国庫補助金等の特定財源の確保や民間活力の活用などによる財政負担の軽減に努める。

ウ 衛生研究所の特性を踏まえた持続可能性の向上

将来的に多様化・高度化することが見込まれる検査ニーズへの対応も見据え、健康危機発生時に必要不可欠である専門的な試験検査を持続的に実施できるよう、施設や設備の耐用年数、財政負担、公共施設マネジメントの観点等を考慮しつつ、長期的な視点を持って再整備に取り組む。

(3) 衛生研究所に必要な機能

健康危機発生時の中核的な拠点として必要な役割を十分に果たすため、必要不可欠な機能をまとめる。

ア 地域保健法第26条に規定される業務を行う機能

(ア) 専門的な技術知識を必要とする試験検査

感染症や食中毒等の健康危機への対処に必要な不可欠な主要な項目について自ら実施する。

(イ) 専門的な技術知識を必要とする調査研究

感染症や食中毒等における原因検査や効率的な検査手技の開発、検査精度向上など試験検査機能の強化につながるものが期待される調査研究を推進する。

(ウ) 専門的な知識及び技術に基づく公衆衛生に関する情報の収集・分析・提供

感染症の発生状況を収集・解析し、その情報を提供する。

(エ) 保健所職員やその他公衆衛生に関する職員への研修指導

地域保健に係る職員等への研修指導を行う。

イ 健康危機への対処に求められている機能

地域保健法の改正に伴い、国が示している「健康危機対処画(感染症)策定ガイドライン」の内容を踏まえ策定する予定の「(仮称)市衛生研究所健康危機対処計画」を着実に実施する。

ウ 現行の体制を鑑みて、強化等が必要な機能

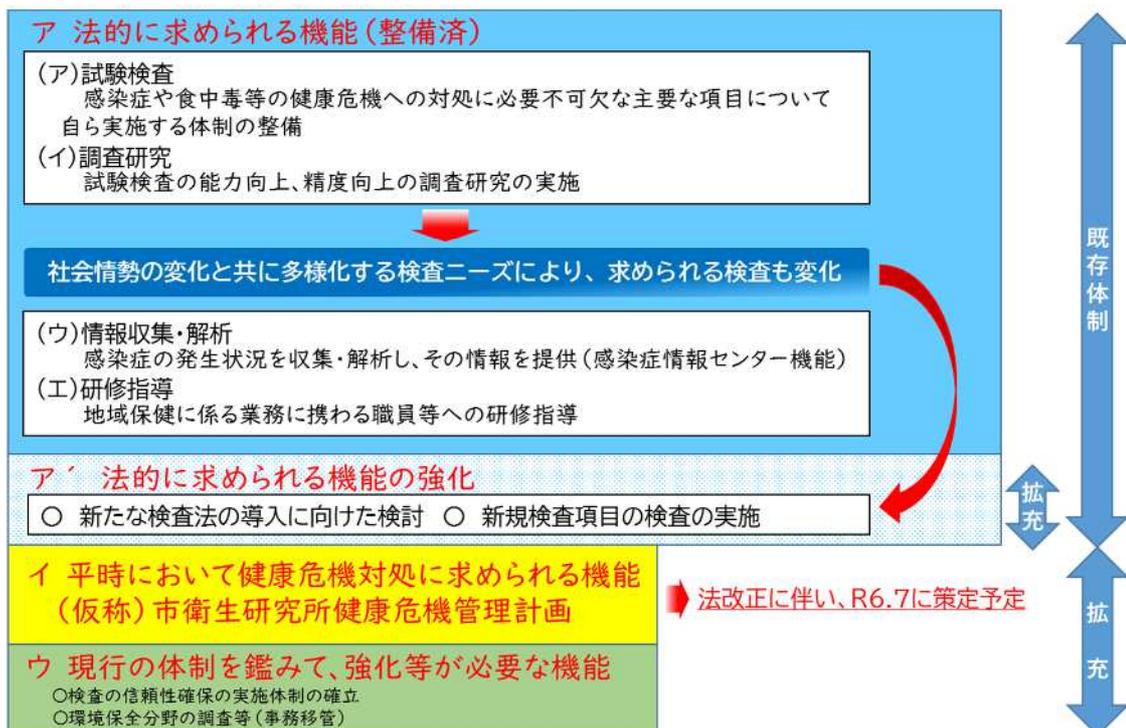
(ア) 検査の信頼性確保

検査結果の信頼性を確保するための実施体制を検討する。

(イ) 環境保全分野の調査等(事務移管)

公害関係法令に基づく環境調査に加え、複雑・多様化する環境問題に対する調査研究等の実施について検討する。

【必要な機能】



(4) 民間との役割分担

衛生研究所の限られた資源を有効に活用しながら求められる機能を発揮するため、次の考え方に沿って民間との役割分担を図り、衛生研究所が真に担うべき役割に重点的に取り組むとともに、民間活力を有効に活用する。

ア 健康危機管理に必要不可欠な検査体制の維持

多様化・高度化している検査技術を維持していくためには、実際の検査を通じた人材の育成(OJT)と機器の整備が不可欠であることから、健康危機管理に必要不可欠な検査は衛生研究所が実施する。

イ 行政処分の根拠となる検査体制の維持

法に基づく行政処分の根拠となる検査結果には、確実な信頼性確保の取組が求められることから、衛生研究所が実施する。

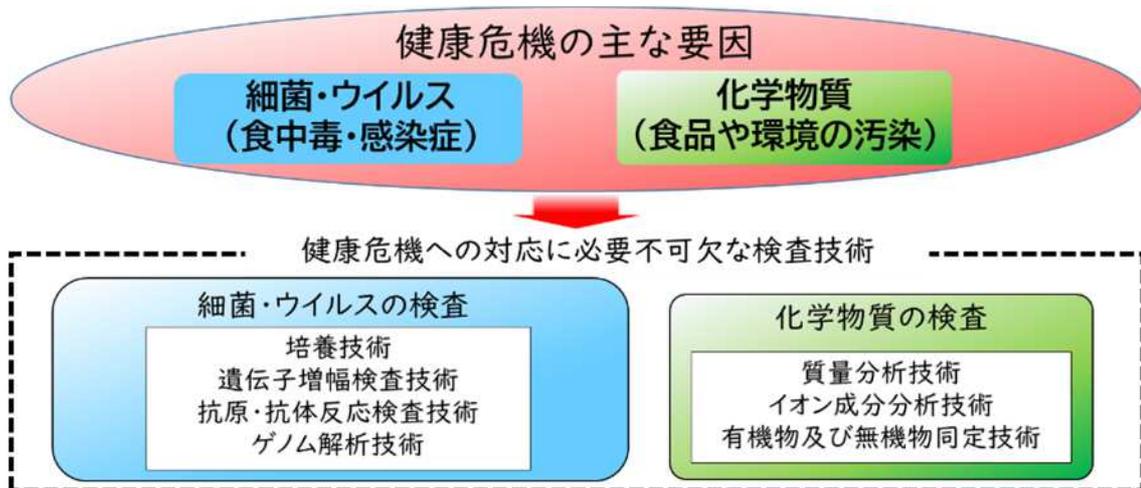
【民間との役割分担の考え方】

○健康危機管理に必要不可欠な検査技術を用いる検査
○法に基づく行政処分の根拠となる検査

検査技術と検査結果の信頼性を確保するため直営を堅持

直営の考え方に該当しない検査については、民間委託を積極的に検討

【健康危機管理に必要不可欠な検査技術】



社会情勢の変化に応じ、この必要不可欠な検査技術を随時見直す。

(5) 必要な諸室と延床面積

衛生研究所の機能を十分に発揮するため、現状において狭隘かつ不足している検査室は整備しつつ、民間との役割分担の考え方による業務の選択と集中や市民利用を見込まない施設であることを踏まえた共用部分の圧縮を図ることにより、床面積の削減に取り組み、整備する延床面積は、現行の衛生研究所の延床面積程度に留める。

【想定する必要な諸室と延床面積】

機能	諸室	延床面積の考え方
微生物検査系	微生物安全検査室検査室、倉庫等	感染症検査機能強化による拡充
理化学検査系	検査室、機器分析室、薬品庫等	検査の選択と集中により削減を図る。
事務・施設管理系	事務室、更衣室、倉庫等	諸室の見直しによる削減を図る。
共用部分	廊下、トイレ、エントランス等	市民利用を多く見込まない施設のため削減を図る。
合計	現行の延床面積程度に留める。	

(6) 再整備の方向性

施設の特長や建物の老朽化の状況を踏まえ、再整備の方式や施設の配置の検討における考え方をまとめる。

今後、具体的な整備場所を検討していく中で、整備場所に応じたその他の公共施設との複合化や敷地の共用の可能性を検討する。

ア 再整備の方式

移転建替えによる再整備を基本として、再整備後の整備コストも見据えながら、施設(建物や特殊設備等)の耐用年数や更新サイクル等、長期的な視点で検討する。

イ 整備候補地の選定に当たって考慮する事項

建物の老朽化や衛生研究所の機能強化への対応が早急に必要であることを踏まえ、可能な限り早期に再整備可能な用地を最優先に、検査施設という特性を踏まえ、周辺の土地利用状況や保健所との近接性などを考慮して選定する。

(7) 今後の取組

基本的な考え方に基づき、基本構想の策定に向けた検討を行う。